

厚生労働省三重労働局発表
令和6年8月30日

報道関係者 各位

【照会先】

三重労働局労働基準部賃金室
室長 久留原 郁子
賃金指導官 矢田 有
(電話) 059 (226) 2108

三重県最低賃金が改正されます

～ 令和6年10月1日から、時間額1,023円となります ～

三重労働局長（石田 聡^{いしだ さとし}）は、三重県最低賃金を現行の時間額973円から50円引き上げ「時間額1,023円」に改正することとし、本日（8月30日）、官報公示を行いました。

この最低賃金は、最低賃金法第14条第2項に基づき、本年10月1日（発効日）から、三重県内で働くアルバイトやパート労働者等を含む全ての労働者に適用されます。

三重県では特定の7業種において特定（産業別）最低賃金が定められており、これら特定（産業別）最低賃金の改正決定についても、今後、調査審議が行われます。

三重労働局では、今後、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等にもポスターの掲示、リーフレットの配布、各種広報誌等への掲載等のご協力をいただくとともに、県内の使用者や労働者等に対し改正された三重県最低賃金の周知を、また、使用者に対し最低賃金引き上げの支援策の周知を図り、履行確保のための監督指導を行うこととしています。

資料

- ・ 三重県内の最低賃金
- ・ 三重県最低賃金（地域別最低賃金）の推移
- ・ リーフレット

「最低賃金引上げの支援策～最低賃金改定前の申請をご検討ください～」

最低賃金法

(地域別最低賃金の公示及び発効)

第14条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 第10条第1項の規定による地域別最低賃金の決定及び第12条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

※ 三重県（地域別）最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（時間額 999 円）」、「三重県鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額 739 円、日額 5,907 円）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額 762 円）」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（時間額 843 円）」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（時間額 923 円）」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（時間額 987 円）」、「三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（時間額 1,022 円）」が適用される労働者については、三重県（地域別）最低賃金の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

三重県内の最低賃金

三重労働局
労働基準監督署

三重県最低賃金

時間額 **1,023**円 (令和6年10月1日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

また、派遣労働者については、派遣先の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

※1 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

① 精皆手当、通勤手当及び家族手当 ② 時間外、休日及び深夜割増賃金 ③ 臨時に支払われる賃金 ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

※2 最低賃金の減額特例

次に掲げる労働者については、使用者が三重労働局長の許可を受けた時は、減額された額により最低賃金の効力についての規定が適用されます。

① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者 ② 試の使用期間中の者 ③ 認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの

④ 軽易な業務に従事する者 ⑤ 断続的労働に従事する者

※3 「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」、「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金」の取り扱いについて

「三重県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、**高い方の最低賃金額以上の賃金**を支払わなければなりません。

従って、「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額762円 平成15年12月15日発効）」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（時間額843円、平成27年12月20日発効）」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（時間額923円、令和3年12月21日発効）」、「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（時間額999円、令和5年12月21日発効）」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（時間額987円、令和5年12月21日発効）」、「三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（時間額1,022円、令和5年12月21日発効）」、が適用される労働者については、**三重県最低賃金（時間額1,023円）の金額以上**の賃金を支払わなければなりません。

「最低賃金」についてのお問合せは、三重労働局労働基準部賃金室（電話059-226-2108）又は最寄の労働基準監督署へお願いします。

三重労働局ホームページ（<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/home.html>）、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/>）もご参照ください。

三重県最低賃金（地域別最低賃金）の推移

効力発生日	日 額（円）	対前年上昇率（％）	時間額（円）	引上げ額	対前年上昇率（％）
47.12. 1(注1)	1,060		133(注2)		
49. 3.28	1,330	25.5	167		25.6
50. 2.23	1,850	39.1	232	65	38.92
51.10.31	2,140	15.7	268	36	15.52
52.10.26	2,344	9.5	293	25	9.33
53.10. 8	2,494	6.4	312	19	6.48
54.10. 8	2,649	6.2	332	20	6.41
55.10.10	2,838	7.1	355	23	6.93
56.10. 9	3,023	6.5	378	23	6.48
57.10. 9	3,188	5.5	400	22	5.82
58.10. 9	3,291	3.2	412	12	3.00
59.10. 9	3,394	3.1	425	13	3.16
60.10. 4	3,518	3.7	440	15	3.53
61.10. 4	3,625	3.0	454	14	3.18
62.10. 4	3,706	2.2	464	10	2.20
63.10. 4	3,818	3.0	478	14	3.02
1.10. 4	3,974	4.1	497	19	3.97
2.10. 4	4,167	4.9	521	24	4.83
3.10. 2	4,373	4.9	547	26	4.99
4.10. 2	4,558	4.2	571	24	4.39
5.10. 1	4,701	3.1	589	18	3.15
6.10. 1	4,815	2.4	602	13	2.21
7.10. 1	4,921	2.2	616	14	2.33
8.10. 1	5,020	2.0	629	13	2.11
9.10. 1	5,126	2.1	642	13	2.07
10.10. 1	5,215	1.7	652	10	1.56
11.10. 1	5,260	0.9	658	6	0.92
12.10. 1	5,300	0.8	663	5	0.76
13.10. 1	5,335	0.7	667	4	0.60
14.10. 1	—	—	667	0	0.00
16.10. 1	—	—	668	1	0.15
17.10. 1	—	—	671	3	0.45
18.10. 1	—	—	675	4	0.60
19.10.27	—	—	689	14	2.07
20.10.26	—	—	701	12	1.74
21.10. 1	—	—	702	1	0.14
22.10.22	—	—	714	12	1.71
23.10. 1	—	—	717	3	0.42
24. 9.30	—	—	724	7	0.98
25.10.19	—	—	737	13	1.80
26.10. 1	—	—	753	16	2.17
27.10. 1	—	—	771	18	2.39
28.10. 1	—	—	795	24	3.11
29.10. 1	—	—	820	25	3.14
30.10. 1	—	—	846	26	3.17
1.10. 1	—	—	873	27	3.19
2.10. 1	—	—	874	1	0.11
3.10. 1	—	—	902	28	3.20
4.10. 1	—	—	933	31	3.44
5.10. 1	—	—	973	40	4.29
6.10. 1	—	—	1,023	50	5.14

注1) 飯南郡、多気郡、度会郡、北牟婁郡、南牟婁郡は、昭和48年3月1日。

注2) 1日の所定労働時間が当該事業場の一般労働者の所定労働時間より短い者、但し、理容師見習、美容師見習については、1時間118円。

注) 平成14年度より時間額単独方式に移行。平成15年度は時間額の改正無し。

最低賃金引上げの支援策

～最低賃金改定前の申請をご検討ください～

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金

検索



賃金引き上げ特設ページを公開中！

賃金引き上げ特設ページのメニュー

- 1 賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介
- 2 地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能
- 3 賃金引き上げに向けた政府の支援策



【賃金引上げに関する支援情報】

賃金引き上げの参考となる賃金引き上げに向けた各種支援策をとりまとめたページです。賃金引き上げ、生産性向上や業務効率化のための各種助成金等に関する情報を掲載しています。

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

<https://www.mhlw.go.jp/content/001289678.pdf>

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/001289679.pdf>


最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています

<https://www.mhlw.go.jp/content/001289728.pdf>

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック ▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



 厚生労働省

三重労働局